

基本条例検討に当たってのこれからの課題・背景の考察

まちづくり基本条例検討委員会議の第1回を終了し、これから纏め上げていくべき内容を検討するためには、新太田市のこれからの課題・背景等の考察が不可欠と考え、私なりの意見をまとめてみたので、ひとつの参考にとらえていただきたい。

1、 人口の推移

(1) 日本の人口推移予測

- ・ 1900年の人口・・・4000万人
- ・ 2000年の人口・・・1億2000万人
- ・ 2100年の人口・・・6000万人（現在の出生率で推移した場合）
- * 2040年頃より急激な減少傾向となる（団塊の世代の自然淘汰が進むため）
- * 超高齢化もこれで緩和されるが、高齢化傾向は続く。

(2) 太田市の人口予測（日本の人口推移を参考にして）

- ・ 新太田市の人口・・・21～22万人
- ・ 日本の人口推移を当てはめた場合、2050年（17万人）2100年（11万人）
- ・ 30万都市を目指す場合には更なる周辺町村との合併が不可欠となる。
- ・ 30万都市の夢を追うのも結構だが、現実に目線を転じる必要があるでしょう。
- ・ 太田市の都市計画も人口減少カーブに基づき企画する必要がある。

(3) 避けられない外国人の流入

- ・ 現在でも南米・東南アジアより多くの外国人が流入してきているが、この傾向はさらに進むであろう。
- ・ 外国人労働力が貴重な戦力となっている製造業・建設業界。
- ・ 今後日本全体の問題として難民・移民の受け入れに取り組む必要が生じてくる。
- ・ そのような状況の中から、住民登録していない外国人の把握が大きな課題となる。

2、 産業構造

(1) 終焉を告げる大量生産・大量消費

- ・ 人口が減少していくのであるからして、量的な拡大は望むべきもない。
- ・ 輸出依存も発展国の技術向上と現地生産重視で厳しい展開。
- ・ 独自の技術・品質を持たない中小零細企業はさらに淘汰されるか低価格を余儀なくされる。

（参考）

- ・ 大泉の三洋電機もエアコン部門の中国生産等により最盛期の30%以下の従業員になっているし、尾島の三菱電機も最盛期の30%の従業員規模となっている。富士重工の自動車産業も国内需要は減少傾向、海外輸出に頼っているがこれも不安定であり過度な期待は禁物である。

(2) 品質重視の消費者要求

- ・ P L 法（製造物責任法）により大きく変わった消費者意識。
- ・ 食に対する品質意識も大きく変わろうとしている。

(3) 工業中心の都市を目指すのであれば、いかにして情報化産業を太田に誕生させるかが大きな課題。

- ・ 企業誘致は：絵にかいた餅：どこの企業も拡大路線は考えていない、したがって既存の企業を支援・育成することが急務。

(4) 環境保護の重要度がさらに向上する

- ・ 製造業は、製品を製造するばかりでなくその製品が廃棄処理されるまでの責任を求められる。
- ・ 環境汚染に対する厳しい要求がなされ、この部分のコスト削減が企業の課題となる。

(5) 農業の効率化・付加価値の高い農業への脱却

- ・ 補助金・助成金政策で保護された日本の競争力の低下した農業は衰退する。
- ・ コストで勝負するならば企業の原理を取り入れた効率重視の農業経営が必要。
- ・ 品質で勝負できる、スイカ・ねぎ・やまといもなどの特産品（輸出への展望も視野）

3、 高齢化・少子化

(1) 超高齢化はやがて収束する。

- ・ 団塊の世代が通過する一過性の課題である。
- ・ その後は高齢化傾向であるが、就業年齢の引き上げにより大きな問題となりにくい。

(2) 少子化傾向は継続する。

- ・ 少子化の原因の大きな要因は女性の自立化が進み配偶者になることの必要性を感じていない。
- ・ 独身者が増加傾向にあることと、離婚率の向上がさらに少子化を進めている。
- ・ 子供に高学歴を望むため、経済的に多くの子供を育てられない。

(3) 全体的な傾向は高齢化であることに変わりはない。

- ・ 人口減少が止まらない限り高齢化傾向は継続される。

(4) 増加する高齢者世帯・一人暮らしのお年寄り

- ・ 核家族化が進行し、どちらかのパートナーがいなくなった後は一人暮らしが避けられない。

(5) 重要度が増す在宅支援・介護

- ・ 当然のことながら介護支援が必要となり、地域の連携が要求される。

4、 市民の求める生活環境

(1) 安全・安心の担保

- ・生活の安全・食の安全・環境の安全
- ・安心して子供を送り出せる環境・安心して暮らせる環境

(2) 治安の確保と犯罪防止

- ・事件が起きないと動かない警察から、事件を起こさない警察活動が必要。
- ・犯罪者の人権より、被害者擁護。
- ・再発を繰り返す・薬物中毒者・性犯罪者・粗暴犯等の再発防止対策。

(3) 青少年の育成と家庭環境・育成の改善（父母の役割と資質向上）

- ・腰の引けてる教職員（サラリーマン根性に成り下がった先生たちの増加）
何かというと我が子を棚に上げて学校に異を唱える保護者の増加。
それに何も反論できない、事なかれ主義の教育委員会。
- ・どのような青少年を育て自立させていくのかのポリシーを共有化することが重要。

(4) やっている振りをしているだけの青健推・青少推などの青少年育成団体活動

- ・行事の動員をかけるのが主な目的と思える団体活動。
- ・日中仕事を持っている方々では出来ない行事計画となっている。
- ・一度リセットして本当に必要かどうか考え直す必要がある。

(5) これで良いのか：南口歓楽街（野放し状態のセックス産業）

- ・類は類を呼ぶ！のたとえの通り、諸悪の溜まり場となっている現状をどう感じるか。
- ・半分以上は通常の飲食店であるが・・・（これもセックス産業のおこぼれ頂戴かも？）
- ・毅然としない行政の縮図がここにあるように思える。

5、 財政改革と行政組織のあり方

(1) 増加しない税金・増加する市債

- ・所得が増加しないのだから、増えない地方税。
- ・これからどうなる 1,200 億を超える新太田市の借金。
- ・三身一体改革もなかなか崩せない中央集権。
- ・公共事業が減少すれば淘汰される建設業。
- ・求められるプライマリーバランス。

(2) 変化・多様化する市民要求・要望

- ・個人重視の世代が増加し行政に対する要望や意見も多様化してくる。
- ・これに対しては全て応えていくことは難しい。

- (3) 小さな行政と受益者負担の原則が求められる
- ・全てが税金でまかなわれ利用者負担は最小限か？
 - ・最小限の税金負担で利用者の負担を求めるのか？
 - ・効率の良い行政を求めるならば、避けて通れない受益者負担。
 - ・集めた税金をいかに消化するかの行政から、問われるコスト意識。
 - ・やがて来る民営化の動き。(水道事業・廃棄物リサイクル事業も民営化の対象となる)
 - ・自主独立採算を求められる行政センター。
 - ・整理縮小が必要な行政組織。
- (4) 重要度の増す町内会組織(自治会組織)
- ・向こう3軒両隣の強い絆(遠くの親戚より近くの他人)
 - ・名目だけの区長・区長代理でなく実質的に信頼される自治会の長が求められる。
 - ・地域の問題は地域で解決の原則が必要になる。
 - ・大きなネックはアパート・マンションなどの住人たちの町内会に対する無関心の改善。
- (5) 市民人口に比例した議員定数・市の職員数の基準が必要。
- ・限られた資金を有効的に活用するとしたならば、設けてはならない聖域。
 - ・行政組織の第三者機関による再構築・統廃合。
- (6) 市民の目線に立っての行政活動をいかに推進できるかが、行政で働く職員の今後の課題。

6、 市民の行政参画のあり方

- (1) 既存組織(町内会・ボランティア組織・各種団体・その他)からの意見収集。
- (2) 個人意見の収集(ネット・FAX・アンケート等)
- (3) 必要な行政参加の意欲向上対策
- ・何もしたくないがサービスは受けたい。(不言不実行)
 - ・意見も言うが参加参画する市民の増加策。(有言実行)

7、 その他

以上の背景・課題を踏まえて、新しい太田市の：まちづくり基本条例：の考え方を検討構築したいと考えております。

委員皆様のご意見を賜りたくよろしく御願いたします。

2005年1月30日
検討会委員 福島賢之

委員名：福島賢之：

基本条例の骨格形成

1、前文

まち造りの基本的な考え方や基本理念を述べる

2、総則

(1) 条例設定の目的

(2) 条例の位置付け

(3) 条例の体系化（その他の規則・規定・条例との体系的なつながりを示す）

3、基本原則

(1) 市民主権の原則を定める

(2) 市民・公務員・市長・議員の権利・義務・責任を明確に定める

(3) 財政のあり方を具体的に定める（プライマリーバランスの維持・長期的な展望に立っての不足の事態に備えた留保の明確化・人口に比例しての職員・議員の上限枠の設定など）

4、住民参画の市政運営

(1) 情報開示・公開

(2) 市政計画段階の住民参加

(3) 住民投票制度の設定

(4) 市民の市政参加・参画の義務化

(5) 個人情報の保護

5、安全安心の街づくり

(1) 違法な歓楽街の排除

(2) 住民未登録の居住者の把握と準市民としての権利・義務・責任の明確化

(3) 外国人居住者の把握と準市民としての権利・義務・責任の明確化

(4) 事件予防の徹底した活動の展開

6、地域コミュニティ（地域自治活動）

(1) 活動の目的の明確化

(2) 組織の明確化

(3) 活動と行政との関係の明確化

(4) 会則・会費の基本策定と啓蒙

(5) 自治活動への参加の義務付け

- 7、青少年の育成と支援
 - (1) 子育て支援
 - (2) 父母に対する教育と支援
 - (3) スポーツ少年団への協力支援

- 8、高齢者支援
 - (1) 地域との連携
 - (2) 一人暮らしの出来る街づくり
 - (3) 子供たちとの交流

- 9、交流と連携
 - (1) 近隣市町村との交流・連携
 - (2) 広域交流・連携
 - (3) 国際交流・連携

- 10、条例の見直しと検討
 - (1) 定期的な見直し検討
 - (2) 検討策定の手続き

以上の福島私案をたたき台にして骨組構築小委員会にて検討し以下の骨格が完成した。

- 1、前文 (前文は章立てしない)
- 2、目的 (目的は総則に含める)
- 3、総則
- 4、まちづくりの基本原則 (基本原則の検討の中で：財政：を章立て
- 5、情報の共有 することにした)
- 6、参画と協働の市政運営 * 分科会論議のなかで以上の変更がなされた。
- 7、評価
- 8、住民投票制度
- 9、地域コミュニティ(地方自治活動)
- 10、行政及び議会の役割と責務
- 11、安全で安心して暮らせるまちづくり
- 12、やさしさと思いやりのあるまちづくり
- 13、環境と共生する豊かなまちづくり
- 14、連携と交流
- 15、条例の見直し検討

第1分科会担当
2～8項

第2分科会担当
9～15項

前文は最後に全体会議にて検討
することとした。

以上と決定し、各分科会リーダー
サブリーダーを選出した。